

非常勤隊員（障害者雇用）募集案内

陸上自衛隊関東補給処では、障害者雇用の一環として、次のとおり非常勤隊員（障害者）を募集します。

1 採用予定人員、職務内容等

採用予定人員	勤務先	職務内容
1名	関東補給処用賀支処 (東京都世田谷区)	【総務業務の補助的業務】 1 データ入力及び集計作業 2 文書の受領、管理及び発送 3 コピー、シュレッダー、会議資料のセット等 4 庶務的作業 ※ 具体的な業務内容は、適性に応じて調整します。

2 任用予定期間

令和8年10月1日（応相談）から令和9年3月31日（更新の可能性あり。）

3 応募期間

令和8年7月8日（水）～令和8年7月29日（木）15時必着

※ 応募書類は、原則簡易書留による郵送で提出をお願いします。

なお、応募者多数の場合は受付期間を繰り上げて締め切ることがありますので、応募を希望する場合は、事前に電話連絡願います。（電話連絡がない場合、受付されない場合もございます。）

4 応募資格

(1) 次に掲げる手帳等の交付を受けている者

※ 次の手帳等は受験申込日及び受験日当日において有効であることが必要です。

ア 身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）

若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。）

イ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書

ウ 精神障害者保健福祉手帳

(2) 基礎的なエクセル、ワード等のパソコンの技能を有していること

ただし、次のいずれか一つに該当する者は、この試験を受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 自衛隊法第38条第1項の規定に基づき防衛省職員となることができない者
 - ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることができなくなるまでの者
 - ・ 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

5 応募手続

- (1) 非常勤隊員応募票【障害者雇用】を1部ご提出下さい。
(様式は、陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地ホームページに掲載しております。)
- (2) 写真規格
申込前6か月以内に撮影されたもので、脱帽、正面向き、上半身のもの
- (3) 通勤及び業務遂行上、合理的配慮が必要な方はお申し出ください。
- (4) 就労支援機関をご利用の方は、支援機関のパンフレット及び担当者が分かる書類を同封して下さい。
- (5) 就労支援機関のご担当者の同行を希望される方は、応募の際、その旨をご記入下さい。
- (6) 提出された書類等は返却しませんので、あらかじめご承知おき下さい。提出された書類等は厳重に管理し、本採用活動以外には利用しません。また、本採用活動終了後、適切に破棄いたします。

6 職場見学会

応募された方、及び就労支援機関の職員の方の中から希望者のみを対象として、試験日当日に「職場見学会」を開催いたします。応募を検討されている方で事前に職場見学を希望される場合は、ご相談により職場見学の日時や内容等決定します。

連絡先：陸上自衛隊関東補給処総務部人事課（担当：中村）

電話：029-842-1211（内線番号：5541）

7 試験内容等

- (1) 試験項目
口述試験
- (2) 試験場所
東京都世田谷区上用賀1-20-1
- (3) 試験日（予定）
令和8年9月上旬

8 最終合格者の発表

令和8年9月中旬、口述試験受験者に結果を書面にてお知らせします。

(電話等による問い合わせには応じられません。)

3」

9 採用後の処遇等

(1) 身 分

非常勤隊員（事務補助員）

(2) 給 与

ア 時 給（地域手当を含み、職務経験等により異なります。）

1, 4 4 3 円～1, 7 8 4 円

イ 通勤手当（月額150, 000円以内）、期末・勤勉手当が規則に基づき支給されます。

(3) その他

ア 勤務時間数等により、健康保険、厚生年金及び雇用保険加入の対象となります。

イ 任用予定期間は、更新することができます。

10 勤務時間及び休暇

(1) 勤務時間

勤務時間は、8時15分から17時00分までの間で、一週間当たり30時間程度から応相談（休憩は、12時00分から13時00分まで）。休日は、土曜、日曜及び祝日

(2) 休 暇

一定の期間勤務した場合に年次休暇が付与され、その他の休暇についても、規則に基づき付与されます。

11 その他

受験のための旅費、宿泊費等は、支給されません。

12 非常勤応募票提出先・問い合わせ先

〒300-0837 茨城県土浦市右廻2410

陸上自衛隊関東補給処総務部人事課 担当：中村

電話：029-842-1211（内線番号：5541）

（土日、祝日を除く、08時15分から17時00分まで）